

○ 住居手当の認定について

監査（検査） 対 象 機 関・団 体 (会計)	大阪府総務部 (人事室)	監査（検査） 実施年月日	委 員 平成24年8月1日 事務局 平成24年6月19日から 平成24年8月3日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

住居手当の支給対象外の職員に対して、手当が支給されている事案があった。支給額の返還請求を検討するとともに、同様の事案がないことを再度確認する必要がある。

また、親族等が所有している住宅を借り受ける場合（親子間賃貸）の住居手当の認定時の確認については十分に点検されたい。

指摘事項の内容等

1 現状

大阪府では、職員の給与に関する条例第13条の5に基づき、職員が借家に居住し、一定額を超える家賃を支払っている場合、月27,000円を限度として、住居手当を支給している。また、職員の住居手当に関する規則及び「職員の住居手当に関する規則の運用について」において、支給対象者の範囲を規定している。

同規則では、職員の借り受けている住宅が、職員又はその親族の同族会社の所有であり、かつ職員が当該同族会社の役員等の特別な地位を有している場合は、住居手当の適用対象外と規定されている。

住居手当について確認したところ、支給対象職員の父親が全株式を所有する同族会社の所有する住宅を借り受けしており、職員自らが監査役に就任している事案があった。本件については、上記の規則等から住居手当の支給対象外となるが、平成23年4月から住居手当の支給がなされていた。

なお、本件事案の職員の監査役就任については、営利企業等の従事制限に関する規則に基づき、営利企業等に従事するにあたっての許可に関する手続として、所属長及び総務課長の許可を得る必要があるところ、本件については許可申請が行われていなかった。

2 課題

本件については、支給対象外であった期間の支給額の返還請求を検討するとともに、同様の事案がないことを再度確認する必要がある。

府の親子間での賃貸借契約に係る住居手当は、国の制度に準じた取扱いとなっており、現時点での支給対象者は約60件である（支給額 年間約19百万円）。親子間賃貸に係る住居手当認定に当たっては、本件のようなことがなきよう十分に点検されたい。

(参考)

職員の給与に関する条例

(住居手当)

第13条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（府から公舎又は宅舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。）
- (2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（府から貸与された公舎又は宅舎その他の人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権

衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額
ロ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の住居手当に関する規則

（適用除外職員）

第2条 条例第13条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 職員の扶養親族たる者（条例第13条に規定する扶養親族で職員の扶養手当に関する規則第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

「職員の住居手当に関する規則の運用について」

第2条関係

- 1・2 (略)
- 3 第2号の「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」とは、次の各号に掲げる住宅とする。
- (1)～(3) (略)
- (4) 職員又はその親族（内縁の配偶者を含む。）の同族会社等であって、当該職員がその役員等特別な地位を有する者が所有し、借り受け、若しくは譲渡担保のための移転をしている住宅又はこれらの同族会社等が所有権留保契約により購入した住宅

地方公務員法

（営利企業等の従事制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

営利企業等の従事制限に関する規則

（許可の基準）

第3条 任命権者が法第38条に定める許可をするときには、左に掲げる基準によるものとする。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない場合
- (2) 職員の職との間に特別な利害関係がなく、又は生ずるおそれのない場合
- (3) 職員の職の信用を傷け、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがない場合

○ 隨意契約に係る価格検討について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府府民文化部 (都市魅力創造局都市魅力課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月24日 事務局 平成24年7月18日から 平成24年8月2日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

「中之島にぎわいの森シンボルツリーライト点灯イベント運営業務」については2号随意契約し、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号に該当するとして、比較見積書を省略していたが、予定価格との対査による契約金額の適正性の検討は行っていなかった。

また、契約書の仕様書には、当該随意契約の根拠となる業務内容についての記載がなかった。

指摘事項の内容等

- 1 府民文化部都市魅力創造局都市魅力課では、「中之島にぎわいの森シンボルツリーライト点灯イベント運営業務の委託」について、契約の相手方の見積書のみを徴取し、比較見積書を徴取せずに随意契約を行っていた。
当該契約には、イベント運営に関して特別のノウハウが必要となるため、都市魅力課は、特定の者でなければ履行できない委託契約と判断し、比較見積を省略していた（大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号）。
- 2 大阪府財務規則及び同規則の運用によれば、「特定の者でなければ履行できないもの」との随意契約について契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適正であるかどうかを検討し、価格が適正と認められるものについては比較見積を省略することができるところである。しかし、都市魅力課では、当該委託契約については予定価格を設定しておらず、契約価額が適正であるか検討されないまま、比較見積を省略していた。
- 3 また、都市魅力課は随意契約の根拠として、委託業者には、中之島にぎわいの森の事業主旨を十分理解するとともに、関係機関との協議調整等イベント全体の運営を行い得る能力が必要としているが、当該契約書の仕様書にはその業務内容の明示はなく委託業者の履行責任が明確にはなっていない。
- 4 今後は、契約金額の検証を行い、その適正性を検討されたい。また、随意契約の根拠となるような重要な業務内容が契約書の仕様書に明記されないと、随意契約の理由の妥当性に疑問が生じるだけでなく、委託業者の履行責任も不明確となるため、契約時の仕様書にはその点を明記されたい。

(参考)

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

大阪府財務規則第62条

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならぬ。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

大阪府財務規則の運用第62条関係（抜粋）

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

(1) 特定の者でなければ履行できないもの

(2)～(13) (略)

○ 契約事務の適正かつ適時な執行について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府府民文化部 (都市魅力創造局文化課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月24日 ----- 事務局 平成24年7月18日から 平成24年8月2日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

「おおさかカンヴァス推進事業作品展示発表にかかる安全管理及び原状回復等業務」に係る委託契約について支出負担行為が大幅に遅れ、契約履行期間が平成23年11月23日から平成24年3月31日であるにもかかわらず、契約日が平成24年3月2日となっていた。

指摘事項の内容等

- 1 府民文化部都市魅力創造局文化課では「おおさかカンヴァス推進事業」（大阪のまち全体をアーティストの発表の場として「カンヴァス」に見立て、大阪の新たな都市魅力を創造・発信しようとする事業）を進めている。「おおさかカンヴァス推進事業作品展示発表にかかる安全管理及び原状回復等業務」は、当該作品展示発表の安全管理や作品の撤去・廃棄を行う業務である。
- 2 当該委託契約については契約期間が、平成23年11月23日から平成24年3月31日であるにもかかわらず、支出負担行為が大幅に遅れ、実際の契約日は平成24年3月2日となっていた。
- 3 業務委託に際しては、契約に係る組織的な意思決定のため、経費支出伺の決裁を行った上で契約を締結（支出負担行為）することになっている。
本件については、支出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないまま、当該行為が実施されていたことになり、大阪府財務規則第39条に違反するものである。
- 4 今後、このようなことのないよう十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為といふ。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

大阪府財務規則

(支出負担行為)

第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

○ 非常勤嘱託員の労働条件について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府府民文化部 (国際交流・観光課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月24日 事務局 平成24年7月18日から 平成24年8月2日まで
処理区分	指示事項	事務区分	庶務諸給与

指示事項

労働基準法上「労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件」を明示しなければならないことになっており、労働契約法第4条2項では、「労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。」となっているが、非常勤嘱託員の業務日程が流動的であるため、1ヶ月の勤務日が10日としか定められておらず、労働条件が明確にされていないものがあった。

非常勤嘱託員の勤務実態に則した労働条件を明確にし、書面により確認するか、または実態に則した契約形態を検討されたい。

指示事項の内容等

1 府民文化部国際交流・観光課において雇用している非常勤嘱託員Aの労働条件が明確にされておらず、発令通知書において日額賃金の定めはあるが、勤務時間については「所属長が定める時間」とされているのみである。非常勤報酬共通査定調書によると、1ヶ月の勤務日が10日となっている。雇用期間は4月から翌年3月の1年間であるが、この非常勤嘱託員に対して大阪府は、平成7年から雇用期間の更新を繰り返している。

国際交流・観光課によると、(1)非常勤嘱託員Aの職務内容は「通訳・翻訳」であり、大阪府知事や府政にかかる通訳・翻訳業務を行うにあたって、高等な通訳・翻訳能力は勿論、特徴的な行政用語、また、大阪府政についても精通していることが要求されること、さらに、(2)業務の日程も流動的であり、機動的な対応が必要とされることも多いこと、によって、専門性の高い同一人物を常時雇用している。

2 「労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件」を明示しなければならないことは労働基準法第15条及び施行規則第5条第2項において定められている。

労働基準法上、1日8時間以上又は週40時間以上の労働を行った場合、原則として割増賃金が発生することになるが、労働条件が1ヶ月の勤務日が10日としか定められていない現状では、割増賃金算定の根拠となる時給単価を計算できない状態である。

また、仮に業務量が過大となった場合、報酬額を実労働時間で割ると大阪府の定める最低賃金を下回る可能性がある。

3 労働基準法上「労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件」を明示しなければならないことになっているが、非常勤嘱託員の業務日程が流動的であるため、労働条件が、1ヶ月の勤務日が10日としか定められておらず、労働条件が明確にされていなかった。

非常勤嘱託員の勤務実態に則した労働条件を明らかにし、書面により確認するか、または実態に則した契約形態を検討されたい。

(参考)

労働基準法

(労働条件の明示)

第15条1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

労働基準法施行規則

(労働条件)

第5条 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の2から第11号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではない。

2 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

○ 刊行物の棚卸について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	府民文化部 (府政情報室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月24日 事務局 平成24年7月18日から 平成24年8月2日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	物 品

指示事項

府政情報センターにおいては、刊行物について販売管理システム上の冊数と現物の冊数とが整合していることを定期的に確かめる手続（以下「棚卸」という。）にルールが設定されておらず、棚卸の実施状況及びその結果について確認できなかった。

刊行物の現物管理を適切に行うため、棚卸ルールを設け、当該ルールに基づき、定期的な棚卸を実施することを検討されたい。

また、刊行物は最終的に作成元である各部局に返還されることになるため、棚卸により現物の冊数と管理上の冊数とに差異が生じていることが判明した場合、どのように各部局に報告するか検討されたい。

指示事項の内容等

1 背景・現状

府民文化部府政情報室では、府民に対して情報提供を行う総合的な窓口として、本庁に府政情報センターを設置し、府政に関する各種刊行物の販売を行っている。

大阪府の各部局で印刷製本された刊行物のうち、府民に販売するものは府政情報センターに集約される。これら刊行物は府政情報センターの販売管理システムで冊数が管理されている。そのため、刊行物のシステム上の冊数を隨時把握することが可能である。

府政情報センターではこれら刊行物の販売管理システム上の冊数と現物の冊数とが整合していることを年2回確認しているとのことであるが、定期的に確かめる手続（以下「棚卸」という。）にかかるルールが設定されておらず、棚卸の実施状況及びその結果について確認できなかった。また、システム管理されている刊行物は、2か所の倉庫で保管されているが、同じ刊行物が違う倉庫に分かれて保管されているなど整理が行き届いていない。

2 府政情報室における刊行物の管理の問題点

適切な棚卸が実施されない場合は、一定時点でシステム上の冊数と現物の冊数とに差異が生じても、その差異を把握することができないことになる。これではあるべき冊数分だけの現物が適切に保管されているかどうかが不明であり、刊行物の現物管理として不十分である。

また、差異が把握されていないという事は、差異が生じないように適切に現物を管理しようとする意識が働きにくくなる。

3 課題

刊行物の現物管理を適切に行うため、棚卸ルールを設け、当該ルールに基づく定期的な棚卸を実施することを検討されたい。

また、刊行物は最終的に作成元である各部局に返還されることになるため、棚卸により現物の冊数と管理上の冊数とに差異が生じていることが判明した場合、どのように各部局に報告するか検討されたい。

○ 契約の履行確認について

監査（検査） 対象機関・団体（会計）	大阪府福祉部 (障がい福祉室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年7月27日 事務局 平成24年6月11日から 平成24年8月6日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

委託事業（委託金額が150万円を超えるもの）における履行確認の検査において、検査調書の作成が行われていないものがあった。

また、補助事業において、支払年度内に履行確認の検査が行われていないものがあった。

指摘事項の内容等

1 障がい福祉室生活基盤推進課に係る事務手続について確認したところ、委託契約（委託金額が150万円を超えるもの）における履行確認の検査において、検査調書の作成が行われていないものがあった。

委託契約の内容	指定事業所管理システム改修業務委託事業
契約金額	1,890,000円
事業完了日	平成24年3月30日
検査年月日	平成24年3月31日
支払方法	通常払い

2 また、生活基盤推進課に係る事務手続において、補助事業が平成23年度に完了し、同年度の予算として支払われているにもかかわらず、同年度内に履行確認の検査が完了していないものがあった。

補助事業の内容	平成23年度障がい者自立支援基盤整備事業
補助金交付決定額	1,000,000円
補助事業完了日	平成24年3月16日
事業実績報日	平成24年3月27日
検査年月日（履行確認日）	平成24年4月3日

3 検査調書の作成については、平成23年度の監査（監査対象年度：平成22年度）においても不備の是正を求めたにもかかわらず、このような事例が認められたのは遺憾である。

本件については、所要の是正措置を講じるとともに、今後このようなことのないよう、適正な検査、確認事務の執行に努められたい。

(参考)

地方自治法（昭和22法律第67号）

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令（昭和22政令第16号）

（歳出の会計年度所属区分）

第143条第1項 岁出の会計年度所属は、次の区分による。

第4号 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）

（検査）

第69条 契約局長は、次の各号に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。

(1)(2) 略

2・3 略

4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

○ 管外旅費の支給事務について

監査（検査） 対象機関・団体（会計）	大阪府福祉部 (障がい福祉室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年7月27日 ----- 事務局 平成24年6月11日から 平成24年8月6日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

管外旅費の支給事務において、概算払された旅費の精算が大幅に遅れているものが多数（45件）あった。また、航空賃を含む旅費の支出について、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付がないものがあった。

指摘事項の内容等

1 管外旅費の精算手続

(1) 管外出張に係る旅費の支給は概算払により処理されることになっており、概算払をしたときは、債務の確定後30日以内に精算しなければならないとなっている。

また、管外出張に係る旅費の手続は、管外出張実施後、出張した職員が総務事務サービスシステムの精算処理を入力し、所属担当者は精算書の作成及び行政文書管理システムでの起案を行い、所属長等による決裁、所属担当者の施行という手續となっている。

(2) 福祉部障がい福祉室の管外出張旅費の支給事務について確認したところ、平成23年度に概算払された管外旅費のうち、45件（32人）について出張日から精算起案日まで30日を超えていた。これら45件のうち、1年超えが1件、9か月超え1年以内が1件、6か月超え9か月以内が10件と、長期にわたり精算手続が遅れていた。

出張日から起案日までの日数	30日超え 3か月以内	3か月超え 6か月以内	6か月超え 9か月以内	9か月超え 1年以内	1年超え
件数	17	16	10	1	1

(3) 本件については、管外出張の精算手続を組織的に実施する体制に不備があったものである。概算払における精算手続について周知徹底するとともに、組織的なチェック体制を整備し、今後このようなことのないよう適正な事務執行に努められたい。

2 管外旅費に係る領収書

(1) 航空賃については、「旅費の支給について」の一部改正について（通知）（平成18年9月11日付け人企第1558号）に基づき、航空賃の多様化に対応し、より適正な旅費の執行をするため、より割引率の高い割引航空券等を利用した場合は、当該額により旅費を計算することになっており、航空賃を含む旅費の支出については、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付が必要とされている。

(2) A職員は、平成23年4月30日から5月15日まで岩手県に出張した際、伊丹空港から秋田空港までの往復航空機を利用（往復割引料金：29,900円）したが、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付がなされていなかった。

(3) 本件については、航空賃を含む旅費の支出について、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付が必要であることを周知徹底し、今後、このようなことのないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）

（概算払の精算）

第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。

大阪府行政文書管理規程（平成14年大阪府訓令第39号）

（起案）

第13条 行政文書の起案は、行政文書管理システムを利用する方法により行わなければならぬ。

「旅費の支給について」の一部改正について（通知） 平成18年9月11日人企第1558号通知文

（抜粋）

これに伴い、航空賃を含む旅費の支出について、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付が必要となりますので、ご留意ください。

○ 委託契約書等と事業実施内容の相違等について

監査(検査) 対象機関・団体(会計)	大阪府健康医療部 (保健医療室)	監査(検査) 実施年月日	委員 平成24年7月25日 事務局 平成24年6月14日から 平成24年8月9日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

委託事業に係る事務処理について確認したところ、「ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業」に係る委託契約において、委託契約書及び「事業実施要領」の記載内容とは異なる事業内容を実施しているものがあった。また、契約上、大阪府の承認を得て行うこととなっている再委託について、文書による承認手続が行われていなかった。

これらの事業内容の変更や再委託の承認については、意思決定に関する府の内部決裁が行われておらず、また、受託者に対して口頭のみによってその承認が行われていた。

さらに、精算報告書を確認したところ、府の委託料支出は当初予算額から増額にはなっていないものの、個々の支出内容で見ると、受託者から提出された見積書における経費と異なる項目(科目)で支出されているものや同一の項目(科目)でも大幅に増額されて支出されているものがあった。1者による随意契約であり、概算払である委託事業の実施に際しては、受託者から提出された見積書の内容が実態に即したものとなっているかどうか、過去の実績も踏まえ項目(科目)ごとに精査するとともに、精算に当たっては、支出項目(科目)ごとに当初見積と実績とのかい離を検証することが必要である。

指摘事項の内容等

- 「ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業」は、ハンセン病療養所に入所している本府出身者(81名)を対象として、社会復帰の円滑な実現を支援するとともに、諸般の事情により、将来的にも社会復帰が極めて困難な在所者及び在所希望者等に対する福祉の向上を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を根拠法令とする事業である。
- 委託事業受託者である社会福祉法人大阪府総合福祉協会から提出された「事業報告書」を確認したところ、当該委託事業のうち以下のものについて、委託契約書に基づく「事業実施要領」に記載された事業内容とは異なる内容を実施しているものがあった。

【委託契約に基づく「事業実施要領」に記載された内容】

細事業名 (委託料)	ハンセン病療養所入所者里帰り事業 (実績額4,456,662円 精算額4,435,000円)
事業目的	本府出身のハンセン病入所者が里帰りを行い、府内各地の訪問、親族・知人の面会懇談や墓参、府民との交流等を通じて、入者の社会復帰のきっかけづくりをするとともに、府民のハンセン病に対する理解を深めることを目的とする。
実施内容	<u>参加者の要望に応じ、次の内容を含んだ原則として2泊3日の里帰り</u> (1)親族、知人の面会・懇談、墓参 (2)居住していた所、思い出の場所などの訪問 (3)大阪の観光地等の訪問 (4)府民との交流 等
対象者	大阪府出身のハンセン病療養入所者であって、療養所長が外出を許可した者

【「事業報告書」に記載された実施内容】

実際の事業実施内容	全国9園の療養所に入所している大阪出身のA会会員を対象に、延べ12回にわたり事業を実施。実施に当たっては事前に全園を訪問し、全員と面談し、希望を聞き取っている。 <u>12回のうち、事業実施要領に記載された内容（本来の2泊3日の里帰り事業）を実施したのは8回であり、残り4回は、園として里帰りできない方が多いなど、里帰りの希望がなかったことから、受託者が園を訪問し、お土産を手渡しするとともに、園近辺への日帰り社会見学を実施</u>
-----------	---

3 「事業報告書」に記載された「事業実施要領」と食い違う事業内容については、実際の事業実施に当たって、委託者である健康づくり課と受託者である社会福祉法人大阪府総合福祉協会との間で口頭による実施内容の確認は行われていたとのことであるが、本来であれば協議内容について文書として保存した上で、適宜「事業実施要領」等を変更する必要があった。

4 また、当該委託業務について確認したところ、受託者である社会福祉法人大阪府総合福祉協会は当該委託業務の一部を以下のように株式会社A（旅行代理店）へ再委託していた。

細事業名	ハンセン病療養所入所者とのふれあい交流事業
委託料	実績額 965,601円 精算額 886,000円
再委託	287,525円（ふれあい交流事業参加者送迎用バス借上費等）

細事業名	ハンセン病療養所入所者里帰り事業
委託料	実績額 4,456,662円 精算額 4,435,000円
再委託額	2,606,270円（入所者本人の旅費等）

5 当該業務に係る委託契約書第6条において、受託者は大阪府の承認を得た場合に委託業務を再委託することは可能とされているが、上記4の再委託業務の承認については、文書による承認手続が行われておらず、口頭のみによる承認を行っていた。

6 大阪府行政文書管理規則第13条によると、意思決定に当たっては、事案が軽微なため文書の作成を要しない場合等以外は原則として文書を作成することとされている。

今後これらのようなことの無いよう、委託事業について協議した内容については原則として文書により保存するとともに、実施内容の変更に当たっては、適宜「事業実施要領」等の変更手続を行い、再委託の承認等に当たっては、文書による承認手続を行うよう事務手続を改められたい。なお、意思決定に際しては、組織として内部決裁を行う必要がある。

7 また、当該事業は、1者による随意契約であり、概算払により支出されているが、精算報告書を確認したところ、府の委託料支出は当初予算額から増額にはなっていないものの、個々の支出内容で見ると、受託者から提出された見積書における経費と異なる項目（科目）で支出されているものや同一の項目（科目）でも大幅に増額されて支出されているものがあった。

1者による随意契約であり、概算払である委託事業の実施に際しては、受託者から提出された見積書の内容が実態に即したものとなっているかどうか、過去の実績も踏まえ項目（科目）ごとに精査するとともに、精算に当たっては、支出項目（科目）ごとに当初見積と実績とのかい離を検証することが必要である。

平成23年度ハンセン病療養所社会復帰等支援事業 事業別精算内訳

(単位：円)

(1)ハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会事業決算

科 目	予算額(A)	実績額(B)	増減(B)-(A)	摘 要
職員手当	389,000	469,840	80,840	給与等
賃借料	63,000	70,110	7,110	宿泊施設利用料等
旅費	37,000	16,580	△ 20,420	療養所訪問等
報償費	50,000	40,000	△ 10,000	講師謝礼
需用費	6,800	80,496	73,696	献花束、飲料水等
通信運搬費	3,200	1,050	△ 2,150	郵券、電話、FAX
委託費	337,000	287,525	△ 49,475	参加者食事代、保険料等バス借上費
合計	886,000	965,601	79,601	

(2)ハンセン病療養所入所者里帰り事業決算

科 目	予算額(A)	実績額(B)	増減(B)-(A)	摘 要
職員手当	567,000	584,255	17,255	給与等
賃借料	0	108,698	108,698	宿泊施設利用料等
旅費	712,000	441,380	△ 270,620	療養所訪問等
報償費	10,000	16,000	6,000	謝礼
需用費	159,000	611,465	452,465	献花束、飲料水等
燃料費	0	21,654	21,654	ガソリン代
負担金・分担金	0	9,350	9,350	入場料等
通信運搬費	0	57,590	57,590	郵券、電話、FAX
印刷製本費	17,000	0	△ 17,000	
委託費	2,970,000	2,606,270	△ 363,730	参加者食事代、保険料等
合計	4,435,000	4,456,662	21,662	

(3)ハンセン病回復者支援コーディネーター設置事業決算

科 目	予算額(A)	実績額(B)	増減(B)-(A)	摘 要
職員手当	5,002,000	5,330,465	328,465	
旅費	19,000	39,560	20,560	
需用費	0	159,922	159,922	
印刷製本費	195,000	222,492	27,492	
通信運搬費	50,000	200,822	150,822	
謝金	150,000	30,000	△ 120,000	
負担金・分担金	20,000	0	△ 20,000	
賃借料	1,330,000	1,529,657	199,657	
合計	6,766,000	7,512,918	746,918	

(1)～(3)合計

合計	予算額(A)	実績額(B)	増減(B)-(A)	最終精算額 12,087,000
	12,087,000	12,935,181	848,181	

大阪府行政文書管理規則

(行政文書の作成)

第13条 意思決定に当たっては文書(電磁的記録にあっては、電子文書に限る。以下この条において同じ。)を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成すること困難な場合にあって、事後に文書を作成しなければならない。

○ 通勤手当の認定及び支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府健康医療部 (食の安全推進課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年7月25日 事務局 平成24年6月14日から 平成24年8月9日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

通勤手当の認定事務において、自宅から最寄駅までの距離を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

また、通勤手当の支給事務において、通勤経路の変更等に係る再計算を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

指摘事項の内容等

1 自宅から最寄駅までの距離を誤ったもの

健康医療部食の安全推進課甲職員は、交通機関と併せて、自宅から最寄駅まで自転車を使用して通勤している。

自転車等に係る通勤手当は、職員の通勤手当に関する規則第6条の3第1項の規定により、その使用距離が片道2キロメートル以上である職員に対し、支給されるものである。

しかしながら、甲職員の自宅から最寄駅までの距離は片道1.8キロメートルであり、支給要件に該当しないにもかかわらず、2キロメートルとして認定を行っていたため、下記のとおり、通勤手当が過払いとなっていた。

自転車等に係る通勤手当の使用距離については、平成20年10月1日に「片道1.0キロメートル以上」から「片道2.0キロメートル以上」に改正されたところである。本件は、既認定が2.0キロメートルであり、慎重に再確認すべきところ、現行までその確認が行われてこなかったものと考えられる。

〈利用区間：自宅から最寄駅〉

	交通機関等の名称	距 離	運賃等の額
既認定	自転車	2.0キロメートル	1か月2,000円
正規認定	自転車	1.8キロメートル	支給なし

〈自宅から最寄駅（自転車使用）区間に係る通勤手当〉

過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額
平成20年10月～平成24年6月	90,000円	0円	90,000円

(但し、監査対象年度額 24,000円)

2 通勤経路の変更等に係る再計算を誤ったもの

(1) 同課では、平成23年4月18日付けで勤務公署変更のあった乙職員について、通勤経路の変更に伴う通勤手当の再計算を行った。

具体的には、平成23年5月から9月までの5か月分について、旧経路の6か月定期券の中途解約払戻相当額と新経路の5か月分の差額を計算し、追給あるいは戻入するものである。

しかしながら、旧経路分の払戻相当額を計算する際に、JR分割定期券のうち一区間分の定期券額を戻入するのを失念したため、57,040円を戻入すべきところ、23,730円の戻入処理を行

ったため、差引き33,310円の戻入不足（過払い）となっていた。

再計算期間	既戻入額	正戻入額	戻入不足額 (過払い額)
平成23年5月～9月	23,730円	57,040円	33,310円

- (2) 同課では、平成23年11月20日付けで住居変更のあった丙職員について、通勤経路の変更に伴う通勤手当の再計算を行った。

具体的には、平成23年12月から平成24年3月までの4か月分について、旧経路の6か月分定期券の中途解約払戻相当額と新経路4か月分の差額を計算し、追給あるいは戻入するものである。

しかしながら、旧経路分の払戻相当額を計算する際に、地下鉄に係る定期券額を戻入するのを失念したため、22,100円を追給すべきところ、52,780円の追給処理を行ったため、30,680円の戻入不足（過払い）となっていた。

再計算期間	既追給額	正規追給額	戻入不足額 (過払い額)
平成23年12月～ 平成24年3月	52,780円	22,100円	30,680円

- 3 本件については、速やかに戻入等の是正処置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務の執行に努められたい。

（参考）

職員の給与に関する条例

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として人事委員会規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

職員の通勤手当に関する規則

（併用者の区分及び支給額）

第6条の3 条例第14条第2項第3号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

1 条例第14条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員（その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。）及び自転車等の使用距離が片道2キロ

メートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額

給与事務の手引

1 6. 通勤手当確認及び決定事務

○留意点

1 支給要件

(1) 交通機関等の利用者

- ア 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること
- イ 運賃等の負担を常例とすること
- ウ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること

(2) 自転車等の使用者

- ア 通勤のために自転車等の利用を常例とすること
- イ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること

(3) 交通機関等と自転車等の併用者

- ア 通勤のために交通機関等と自転車等との併用を常例とすること
- イ 運賃等の負担を常例とすること
- ウ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること

(注) 1 歩行困難な身体障がい者又は住居若しくは勤務公署が離島等にある職員で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であることを要しない。

2 交通機関の距離

2以上の交通機関等を乗り継いで通勤する場合、住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離（概ね1km）内においてのみ利用する交通機関等は、原則として 運賃相当額の算出の基礎とはならない。

3 併用者の自転車等の使用区間の距離

自転車等を使用する距離が片道2km未満の場合は、原則として自転車等は算出の基礎とはならない。

○ 決裁遅延について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府商工労働部 (商工労働総務課、新エネルギー 産業課、商工振興室経営支援課、 金融支援課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月22日 事務局 平成24年6月12日から 平成24年8月16日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。（4件 54,203,558円）

指摘事項の内容等

1 商工労働部における委託契約等に係る支出手続について確認したところ、以下の所属において、契約期間の開始後や業務の実施後に経費支出伺の起案・決裁が行われているものがあった。

[商工労働総務課・役務費]

内 容	マーケティング・データ・バンクのデータベース使用に係るコピー郵送料
実 施 日	平成24年1月31日
起 案 日	平成24年4月25日
決 裁 日	平成24年4月26日
受 信 料	1,722円

[新エネルギー産業課・委託料]

内 容	E V関連企業動向調査・支援事業業務委託
契 約 期	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
起 案 日	平成23年8月31日
決 裁 日	平成23年9月16日
契 約 金 額	6,933,096円

[商工振興室経営支援課・報償費及び旅費]

内 容	「大阪府文化資産デジタルアーカイブ事業」事業者評価委員会謝礼金
実 施 日	平成24年3月26日
起 案 日	平成24年3月30日
決 裁 日	平成24年3月30日
支 出 額	報償費 17,800円、旅費 940円

[金融支援課・委託料]

内 容	大阪府中小企業振興資金債権管理回収業務委託
契 約 期 間	平成23年4月11日から平成26年3月31日まで

起案日	平成23年4月28日
決裁日	平成23年5月9日
契約金額	47,250,000円

- 2 業務委託等に際しては、契約に係る組織的な意思決定のため、経費支出伺の決裁を行った上で契約を締結（支出負担行為）することとしている。
 これらの事案については、支出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないまま、当該行為が実施されていたことになり、大阪府財務規則第39条に違反するものである。
- 3 今後は、このようなことのないよう、起案者のみならず、決裁関与者を含めて十分注意とともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

（参考）

地方自治法

（支出負担行為）

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

大阪府財務規則

（支出負担行為）

第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

○ 管外旅費の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府商工労働部 (バイオ振興課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月22日 事務局 平成24年6月12日から 平成24年8月16日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

管外旅費の支給事務において、概算払された旅費の精算を怠っているものがあった（3件 716,487円）。今後はこのようなことのないよう必要な措置を講じられたい。

指摘事項の内容等

1 バイオ振興課における管外出張に係る旅費の支給事務について確認したところ、概算払された旅費の精算を怠っているものが3件あった。

	出張の目的	出張日	旅費
A職員	国際バイオ見本市「2011 BIOインターナショナル・コンベンション」への参加	平成23年6月25日 から同年7月2日	338,579円
B職員	国際バイオ見本市「バイオ・ヨーロッパ2011」への参加	平成23年10月29日 から同年11月4日	250,670円
C職員	第6回日本中製薬交流会への職員の派遣	平成23年11月16日 から同月19日	127,238円

2 大阪府財務規則第47条において、支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとしている。

3 本件については、是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう職員の業務管理及び旅費支給事務のチェック体制の強化を含め再発防止のための措置を講じられたい。

（参考）

大阪府財務規則

（概算払の精算）

第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。

○ 行政財産の登載漏れについて

監査（検査） 対 象 機 関・団 体 (会計)	大阪府環境農林水産部 (水産課)	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 事務局	平成24年8月3日 平成24年6月28日から 平成24年7月13日まで
処理区分	指 摘 事 項		事 务 区 分	財 产

指摘事項

水産課が実施した漁港施設の工事 39 百万円に関して、公有財産台帳に登載漏れとなっていた。また、新公会計制度において、貸借対照表上、87 百万円が固定資産の計上漏れとなっていた。

指摘事項の内容等

1 水産課は、以下の漁港施設の工事を港湾局に配当により実施している。当該工事が完成した場合は、最終的な所管である水産課において、公有財産台帳に登載する必要があるものの、当該登載がなされていなかった。また、費用計上の合計87百万円は新公会計制度上、貸借対照表に固定資産として計上するべきであるにもかかわらず、当該計上がなされていなかった。

工事名	資産計上 (千円)	費用計上 (千円)	工事費計 (千円)	備考
大阪泉州中部地区 浅海域藻場造成等 工事	—	39,832	39,832	平成23年度において完成して おり、公有財産台帳への登載が必 要である。工事内容は、マーブル ビーチの漁場環境を改善するこ とであり、田尻町マーブルビーチ 地先に覆砂・アマモ移植を行い、 藻場を造成している。新公会計制 度上、工事支出全額が費用計上さ れていた。
泉佐野工区広域型 増殖場造成工事	5,670	37,831	43,501	平成23年度において未完成で ある。工事内容は、魚介類の産卵 場、稚魚の育成場所として機能す る増殖場の造成であり、増殖礁工 (餌料培養礁) を製作・沈設して いる。新公会計制度上、実施設計 調査等に係る委託業務支出のみ 資産計上しており、造作物自体に 係る工事支出は費用計上され ていた。
小島漁港外附帯施 設整備等工事	17,200	9,752	26,952	平成23年度において未完成で ある。新公会計制度上、前金払の 際には、建設仮勘定として計上し ていたが、部分払の際には、費用 計上していた。
合計	22,870	87,416	110,286	

2 公有財産に関する事務は、大阪府公有財産規則において、事業を所管する部局長等が行う必要が

あることを定めているため、完成した工事は公有財産台帳に登載する必要があった。また、新公会計制度においても、水産課の管理事業で固定資産として計上する必要があった。

3 本件については、所管する部局長等が、行政財産の取得及び管理に関する事務を行うことを定めた大阪府公有財産規則に反するとともに、新公会計制度において、貸借対照表の固定資産の金額を適切に計上していない不適正な事務執行であり、必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

大阪府公有財産規則

(行政財産の取得及び管理の事務分掌)

第4条 行政財産の取得及び管理に関する事務は、前条の規定による場合を除き、当該財産を公用又は公共用に供する事務又は事業を所管する部局長等が行う。

○ 隨意契約の透明性について

監査（検査） 対 象 機 関・団 体 (会計)	大阪府環境農林水産部 (みどり・都市環境室)	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成24年8月3日 事務局 平成24年6月28日から 平成24年7月13日まで
処理区分	指 示 事 項	事 務 区 分	歳 出

指示事項

府が大阪府森林組合に委託した緑化樹養成配付業務 15 百万円は、特定の受託業者の専門性を評価し 2 号随意契約として契約を締結しているが、当該事業が他の事業者では実施できないか調査を行うなどして、入札方式による契約の導入などを検討されたい。

また、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用しているが、他の事業者では実施できないとする随意契約を締結するならば、再委託は原則禁止すべきであり、例外的に認める場合は、府の承認を義務付けるべきである。

指示事項の内容等

1 2 号随意契約により大阪府森林組合に委託した平成23年度緑化樹養成配付事業の契約内容・随意契約理由は次のとおりである。

契約期間	平成23年7月13日から平成24年3月26日まで
契約金額	15,750,000円
業務内容	苗木の養成、配付
2 号随意契約締結の理由（概要）	<p>本業務を適切に実施するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成苗圃の確保が容易にできること ・養成に専門知識を持った経験豊富な人材を多数確保できること ・原苗の収集が容易にできること ・街路樹、庭園樹などあらゆる樹種を大量に安定的に供給できること <p>などが必要である。</p> <p>大阪府森林組合は、府内唯一の森林組合であり、府内各地に緑化樹養成苗圃を多数確保している。また、大阪府森林組合の前身の大坂府森林組合連合会は、戦前より山林種苗や緑化樹を養成しており、知識・人材を多数養成しており、緑化樹養成に必要な専門知識を持った経験豊かな人材を多数確保できる。さらに、緑化樹の原苗は、自身の苗圃から容易に収集できる。</p>

- 2 本件の契約締結にあたり、府の標準様式と異なり、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用していた。
- 3 実際の業務では、再委託は無いとのことであるが、委託契約書に、再委託を禁止、あるいは、再委託がなされた場合には府に通知するとともに府の承認を義務付ける条項が記載されていないため、再委託の有無が文書では確認出来ない。
- 4 大阪府森林組合の専門性を評価して 2 号随意契約としたものであり、委託契約書に再委託の禁止等を義務付ける必要がある。しかしながら、委託契約書にこれらの条項が無いため、当該契約が 2 号随意契約であるための透明性が確保されているとは言い難く、府民に対する説明責任が果たせていない。
- 5 緑化樹養成配付業務は、特定の受託業者の専門性を評価し 2 号随意契約として契約を締結しているが、当該事業が他の事業者では実施できないとする理由について、透明性が確保されているとは言い難く、府民に対する説明責任が果たされているとは言えないため、入札方式による契約の導入

などを検討されたい。また、府の標準様式と異なり、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用しているため、再委託の有無が確認できなかった。他の事業者では実施できないとする随意契約を締結するならば、再委託は原則禁止すべきであるし、例外的に認める場合は、府の承認を義務付けるべきである。

(参考)

地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

大阪府財務規則の運用

第62条関係

1 随意契約によることができる場合は、令第167条の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

大阪府随意契約ガイドライン

2 対象

[注釈]

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。

3 随意契約ができる場合（運用第62条関係第1項各号の解釈）

第2号（令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

- ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されて
いるとき又は特殊の技術を必要とするとき。
- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 府の行為を秘密にする必要があるとき。
- オ 外国で契約を締結するとき。
- カ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結
するとき。
- キ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、
又は貸し付けるとき。
- ク 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付け
るとき。
- ケ 運送又は保管をさせるとき。
- コ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」
とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定
の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付する
ことが不可能又は著しく困難な場合である。したがって、上記アからコに該当する場合
でも、その唯一性について十分に検討すること。

○ 委託業務の契約事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府環境農林水産部 (農政室)	監査（検査） 実施年月日	委員 事務局	平成24年8月3日 平成24年6月28日から 平成24年7月13日まで
処理区分	指 示 事 項		事務区分	歳出

指示事項

国有財産登記測量業務は、予定価格が100万円を超えるものについては、一般競争入札により、超えないものについては、1号随意契約（少額随意契約）により、契約が行われている。

しかしながら、当該委託業務について、一般競争入札の落札率の平均は20%であるのに対して、1号随意契約の場合の設計金額に対する契約金額の割合の平均は90%を超えており、両者は著しく乖離している。当該委託業務は、見積合せの方法や積算方法を見直すなどの改善が必要であり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう検討されたい。

指示事項の内容等

- 国有財産登記測量業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び大阪府財務規則第61条の2第6号を適用し、予定価格が100万円を超えるものについては、一般競争入札による契約が、超えないものについては、指名業者3社による見積合せによる1号随意契約が行われている。
- しかしながら、平成23年度の当該業務委託については、次のとおり、一般競争入札の設計金額に対する契約金額の割合が20%程度であるのに対し、随意契約の場合の割合が、概ね80%台から90%台となっている。

・ 1号随意契約の場合

業務名	面積 (*1)	設計金額 (円)	契約金額 (円)	(*2) (%)
A	3,780	967,050	945,000	98%
B	138	858,900	850,500	99%
C	231	975,450	955,500	98%
D	164	627,900	609,000	97%
E	52	312,900	299,250	96%
F	46	428,400	399,000	93%
G	4,123	703,500	514,500	73%
H	102	372,750	357,000	96%
I	3,841	909,300	772,800	85%
J	2,042	918,750	777,000	85%
K	124	148,050	不調	-
L	58	458,850	451,500	98%
M	124	204,750	194,250	95%
合計（入札不調のKを除く）		7,738,500	7,125,300	92%

(*1) 単位：平方メートル

(*2) 設計金額に対する契約金額の割合

・一般競争入札の場合

業務名	面積 (*1)	設計金額 (円)	契約金額 (円)	(*2) (%)
N	17,961	4,203,150	819,000	19%
0	880	2,304,750	458,850	20%
合計	—	6,507,900	1,277,850	20%

(*1) 単位：平方メートル

(*2) 設計金額に対する契約金額の割合

- 3 このように設計金額と契約金額の割合が、契約方法によって乖離する原因の1つとして、積算に当たって、業界団体の基準を府の基準として採用しているためであると考えられる。
- 4 当該委託業務は、最小の経費で最大の効果を挙げているとは言い難く、見積合せの方法や積算方法の改善などの契約事務の見直しが必要である。

(参考)

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

大阪府財務規則

(随意契約の限度額)

第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 工事又は製造の請負 250万円
- 2 財産の買入れ 160万円
- 3 物件の借入れ 80万円
- 4 財産の売払い 50万円
- 5 物件の貸付け 30万円
- 6 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

大阪府随意契約ガイドライン

- 2 対象

[注釈]

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせるることは適当でないでの、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不变の大原則である。

○ 府営公園指定管理者選定に関する行政文書の保存について

監査（検査）対象機関・団体（会計）	大阪府都市整備部（公園課）	監査（検査）実施年月日	委員 平成24年8月3日 事務局 平成24年6月20日から平成24年7月4日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	業務

指摘事項

平成21年度の府営公園指定管理者選定手続において、大阪府行政文書管理規則に基づき保存しておくべき都市公園指定管理候補者選定委員会での選定過程を記した行政文書が保存されていなかった。

指摘事項の内容等

1 府営公園の指定管理者制度について

府では、府営公園（全18公園）の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2第3項及び大阪府都市公園条例第16条の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

指定管理者の選定に当っては、公募が原則とされており、「都市公園指定管理候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）の選定結果を受けて指定管理候補者が決定され、府議会の議決を経た上で、指定管理者が決定されている。

2 平成21年度の9府営公園指定管理者の選定手続について（指定管理期間：平成22年4月1日から平成25年3月31日）

(1) 平成20年度の府営公園指定管理者の選定（指定管理期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日）においては、全18公園のうち、10公園にて財団法人大阪府公園協会（以下、「公園協会」という。）が指定管理者候補者として委員会で選定されていた。

しかしながら、公園協会は40名を超える府の職員が出向していたこと、また、指定管理者選定委員を公園課が選定していたことから、府民から見て公正性に問題があるとされ、公園協会が指定管理者候補者となっていた9公園での指定管理期間を3年間から1年間に短縮することが府議会にて議決されており、平成21年度に改めて指定管理者を選定することとなった。

(2) 公園課によれば、平成20年度の府議会での議論を踏まえ、委員会の委員の選定にあたっては総務部から関係団体に依頼することとして公正性を確保したことである。

しかしながら、委員会による指定管理者候補者の選定過程に関しては、府民への説明責任が求められるにもかかわらず、平成21年度の府営公園指定管理者選定手続において、各選定委員がいかなる評価を行ったのか、また、応募者からの事業計画等の説明を受けて全選定委員でいかなる議論がなされ、委員会としての最終評価に至ったのか等の選定過程を記録した文書（以下、「選定記録」という。）が庶務を担当する公園課にて保管されていなかった。この点について、公園課は、最終選定までの一過程にある各選定委員の作業メモであり行政文書にあたるという認識がなかったとの見解であった。

選定記録は、極めて重要な文書（行政文書）であり、大阪府行政文書管理規則の規定からすると、保存期間は10年が相当と考えられる。また、行政文書は情報公開の対象となりうることからも、その保存は極めて重要といえる。

3 今後、行政文書の管理に当たっては、大阪府行政文書管理規則及び大阪府情報公開条例の規定に

基づき適正な事務執行に努められたい。

(参考)

大阪府行政文書管理規則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

5 行政文書 大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)第2条第1項に規定する行政文書をいう。

(略)

7 保管 第5条第1項の文書管理者が、行政文書を作成し、又は取得した日から当該行政文書に係る事案の処理が完結した日の属する会計年度の末日(歳入又は歳出に係る行政文書については、当該歳入又は歳出の属する会計年度の翌会計年度の5月31日)までの期間(第17条第1項ただし書の規定により保存期間を定めないこととされた行政文書にあっては、当該文書管理者が事務の遂行上必要があると認める期間)(以下「保管期間」という。)管理することをいう。

8 保存 府民文化部府政情報室長(以下「府政情報室長」という。)又は第5条第1項の文書管理者が、行政文書を保管期間の経過した日から当該行政文書を管理する必要がなくなる日までの期間(以下「保存期間」という。)管理することをいう。

(文書管理者)

第5条 室課及び出先機関に文書管理者を置き、室課にあっては室課の長、出先機関にあっては出先機関の長をもって充てる。

2 文書管理者は、室課又は出先機関における行政文書の適正な管理に関する事務を掌理する。

(行政文書の保存期間)

第17条 文書管理者は、別表に定める基準に従い、行政文書の保存期間を定めるものとする。ただし、別表に掲げる行政文書以外の行政文書であって、一時的かつ補助的な用途に用いるものについては、保存期間を定めることができる。

2 行政文書の保存期間の起算日は、第2条第7号の保管期間が満了する日の翌日とする。

3 文書管理者は、職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて保存期間を延長することができる。

大阪府情報公開条例

(定義)

第2条 この条例において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

1 実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの

2 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの(前号に掲げるものを除く。)

2 この条例において、「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び警察本部長をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関又は実施法人は、行政文書又は法人文書の公開を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するとともに、行政文書又は法人文書の適切な保存と迅速な検索に資するための行政文書又は法人文書の管理体制の整備を図らなければならない。

○ 固定資産の取得原価の登載誤りについて

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府都市整備部 (河川室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月3日 事務局 平成24年6月20日から 平成24年7月4日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

指示事項

土砂災害雨量情報システム（統制局）の再調達価額（建設工事デフレーター適用前）140,295,000円を公有財産システムに登載すべきところ、入力担当者が誤って24,000,000円と登載していたものがあった。この結果、大阪府新公会計制度における開始貸借対照表上も誤った金額により資産計上されていた。

公有財産システムへの登載においては、入力担当者のみならず、第三者により、適切な登載が行われているか確認をすべきである。

指示事項の内容等

1 府において、財務マネジメントに不可欠な情報を正確に把握する観点から、平成21年6月より新公会計プロジェクトチームを発足させて、大阪府新公会計制度（以下、「新公会計制度」という。）の導入を進めており、平成23年度の試験運用を経て平成24年度から本格的運用が開始されている。

2 新公会計制度においては、資産は、原則として購入価額（支出額）を基礎に取得原価が決定され、貸借対照表に計上される。

ただし、資産の「取得原価が明らかでない」場合（例えば、取得時期が古く、取得時点での取引価格や付隨的支出の金額についての記録が残っていない場合が想定される）、工作物については、再調達価額に基づいて取得年における価額を算定し、貸借対照表に計上することになっている（開始貸借対照表作成要領第4条第1項第2号）。

3 公有財産規則によれば、一切の公有財産について台帳を備えなければならない旨が規定されており、資産の種類、構造、金額等が登載されることになっている。しかしながら、河川室における工作物の管理については、河川法にて定められている河川台帳を調製し、これを利用していたが、河川台帳には取得原価の記載が求められていないため、台帳に基づき取得原価を算出することができず、再調達価額により工作物の開始貸借対照表価額を算出したとのことである。

なお、平成20年度の大坂府包括外部監査において河川室所管の工作物が公有財産台帳に登載されていない旨が指摘されており、府は、平成24年度からの新公会計制度の本格導入を機に、インフラ資産等を公有財産システムに登載するとしていた。

4 府は、土砂災害雨量情報システム（統制局）の再調達価額（建設工事デフレーター適用前）140,295,000円を公有財産システムに登載すべきところ、誤って24,000,000円と登載し、当該価額を基礎に開始貸借対照表上に資産計上していることが監査時に判明した。

このような誤りが生じたのは、土砂災害雨量情報システム（統制局）の再調達価額を公有財産システムに登載する際、他の資産である土砂災害雨量情報システム（副監視局）の金額を登載してしまったためであり、入力担当者以外のチェックが有効になされなかつたためである。

4 府の所有する財産の有高を適切に貸借対照表に表すためには、適切な再調達価額（取得原価）を公有財産システムに登載するとともに、適切な資産価額を貸借対照表に計上することが必要である。そのためには、第三者による適切な登載の確認及び資産計上の確認が極めて重要な業務となる。

今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努められたい。

参考)

開始貸借対照表作成要領

(資産の価額)

第4条

1. 作成基準第15条第1号アに規定する事業用資産の有形固定資産及び同条第2号アに規定するインフラ資産の有形固定資産のうち、取得原価が明らかでないものは、次の各号に掲げる方法により評価を行い、その取得原価とする。

(1) 土地 (省略)

(2) 建物及び工作物

国土交通省が公表する公共建築工事標準単価積算基準（平成21年度版）により算定した、当該建物及び工作物の再調達価額に基づき、同省が公表する建設工事デフレーターを用いて、当該建物及び工作物の取得年における価額を算定する。

公有財産規則

(公有財産台帳)

第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

○ 自己点検チェックリストによる内部統制の構築について

監査（検査）対象 機関・団体（会計）	大阪府都市整備部 (事業管理室、 都市整備総務課)	監査（検査）実施年月日	委員 平成24年8月3日 事務局 平成24年6月20日から 平成24年7月4日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	財 産

指示事項

都市整備部の出先機関（15箇所）における適正な事務の執行を確保するためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が、各出先機関に対する統括・牽制機能を発揮することが重要と考えられる。

過去の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている状況や、平成23年度公有財産調査の結果、大阪府新公会計制度の開始貸借対照表作成における資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものが多数検出されている状況を踏まえ、以下の取組を実施されたい。

- 1 過去に指摘のあった事項、誤りのあった事項など、リスクの高い具体的チェック項目について「自己点検チェックリスト」を本庁が作成し、各出先機関に責任をもって自己チェックを行わせた結果を回収、モニタリングするような内部統制の仕組みを構築されたい。
- 2 特に、平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件の資産について、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われているかどうかの自己点検を早急に実施されたい。

指示事項の内容等

1 背景・現状

(1) 都市整備部の出先機関について

都市整備部の出先機関（以下、「出先機関」という）は、現在、府内に港湾局、土木事務所7箇所、流域下水道事務所3箇所、その他の事務所4箇所の合計15箇所がある。それぞれ管轄エリアは異なるものの、各出先機関で共通して発生する事務も多い。

各出先機関全般における適正な事務の執行を確保するためには、例えば以下の点において、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁（以下、「本庁」という）が各出先機関に対する統括・牽制機能を発揮することが重要と考えられる。

(2) 出先機関に係る監査結果に対する改善措置の周知徹底について

全出先機関に対して毎年度監査を実施しているが、過去2年間の出先監査において、例えば以下のように、同一種類の指摘事項等が複数の出先機関において検出されるケースも多い。（特に、業務委託の検査及び検査調書作成に関する指摘事項等は、前年度の監査においてほぼすべての出先機関において不備が指摘されている。）

- ・業務委託の検査及び検査調書作成に係る不適切な事例について
- ・備品の管理事務について
- ・建設工事請負契約書の作成誤りについて
- ・行政財産使用料について
- ・鉄道委託工事の透明性確保について

また、例えば以下のように、個別の出先機関における事業に係る委員意見等ではあるが、他の出先機関における同種の事業についても同様の視点で検証・管理が必要と思われるものも少なくない。

- ・道路及び橋梁の補修計画について
- ・彩都地区の関連道路・橋梁の整備計画について

- ・工事契約の分割発注について
- ・服部緑地 未利用地の有効利用について

上記のような出先機関に係る指摘事項・委員意見等に対する改善措置は、特定の出先機関における対応に留まることなく、同種の事業を実施している全出先機関において均質的な対応がなされる必要がある。そうすることにより、同じような不備事項が他の出先機関においても発生するリスクを未然に防ぐことができる。

そのためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が各出先機関に対する統括・牽制機能を發揮し、部内全体における内部統制の仕組みを構築し、各種規程・ルール等や指摘事項・委員意見等に対する改善措置を周知徹底させることが重要である。

(3) 大阪府新公会計制度について

府において、財務マネジメントに不可欠な情報を正確に把握する観点から、平成21年6月より新公会計プロジェクトチームを発足させて、大阪府新公会計制度（以下、「新公会計制度」という。）の導入を進めており、平成23年度の試験運用を経て平成24年度から本格的運用を開始している。

新公会計制度導入にあたっての開始貸借対照表（平成23年4月1日時点）の作成においては、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものがあり、平成23年度公有財産調査の結果、都市整備部の出先機関においても多数の誤りが発見されている。なお、当該調査は1所属当たり400件を上限とした案件抽出によっており、5,699件が調査対象となったが、未調査の資産も約2万件有している。

都市整備部においては、道路・橋梁をはじめ、各出先機関において計上される固定資産の比重が極めて高く、府全体のインフラ資産のうち9割以上を占めている。このため、都市整備部の事業実態に即した適正な会計処理が行われるためには、都市整備部本庁が果たすべき役割が重要である。

2 受検機関の対応

(1) 出先機関に係る監査結果に対する改善措置の周知徹底について

事業管理室においては、全出先機関において適正かつ統一的な事務処理が図られるよう、適宜、監査結果の事案ごとの課題を整理した上で方針を定め、その内容について会議や通知文等により全出先機関に対して指導を行っている。加えて、当該通知文等については、府内Webサイト（職員共有サイト）における都市整備部職員情報交換の場である「都市整備部みんなの広場・情報広場」を活用し、現存する最新の規定・ルール等を職員がいつでも参照できるように整備している。

また、本庁職員による出先機関に対する事務監察を定期的に実施し、改善事項等の対応状況を確認するとともに出先機関から意見要望等を聴取することとしている。

上記のとおり、事業管理室により一定の対応はなされているものの、毎期の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている現状を考えると、より一層の内部統制の強化が望まれる状況にある。

(2) 新公会計制度対応について

平成23年度公有財産調査の結果判明した誤りについては、都市整備部総務課において、各出先機関への周知徹底を図り、修正等の対応済である。

しかしながら、未調査の資産約2万件の調査については、今後の課題と認識されている。

3 指示事項の内容

都市整備部の出先機関（15箇所）における適正な事務の執行を確保するためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が、各出先機関に対する統括・牽制機能を發揮することが重要と考えられる。

過去の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている状況や、平成23年度公有財産調査の結果、大阪府新公会計制度の開始貸借対照表作成における資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものが多数検出されている状況を踏まえ、以下の取組を実施されたい。

(1) 過去に指摘のあった事項、誤りのあった事項など、リスクの高い具体的チェック項目について

「自己点検チェックリスト」を本庁が作成し、各出先機関に責任をもって自己チェックを行わせた結果を回収、モニタリングするような内部統制の仕組みを構築されたい。

- (2) 特に、平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件に資産について、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われているかどうかの点検を早急に実施されたい。

○ 開始貸借対照表における工作物の計上金額について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府都市整備部 (河川室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月3日 事務局 平成24年6月20日から 平成24年7月4日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	財 産

指示事項

大阪府新公会計制度において、平成22年度以前に取得した河川室が所管する全ての工作物について、取得原価（購入価額）が明らかでないとして、再調達価額に基づいて開始貸借対照表に計上している。

しかしながら、上記工作物の中には、調査によって取得時の購入価額を確認できる資産が含まれていると考えられ、開始貸借対照表作成要領に反した会計処理となっている。

金額的に重要な資産で、調査によって取得時の購入価額を確認できるものについては、当該購入価額を基礎として取得原価を決定し、開始貸借対照表に計上されたい。

指示事項の内容等

1 背景・現状

- (1) 府において、財務マネジメントに不可欠な情報を正確に把握する観点から、平成21年6月より新公会計プロジェクトチームを発足させて、大阪府新公会計制度（以下、「新公会計制度」という。）の導入を進めており、平成23年度の試験運用を経て平成24年度から本格的運用が開始されている。
- (2) 新公会計制度においては、資産は、原則として購入価額（支出価額）を基礎に取得原価が決定され、貸借対照表に計上される。

ただし、資産の「取得原価が明らかでない」場合（例えば、取得時期が古く、取得時点での取引価格や付随的支出の金額についての記録が残っていない場合が想定される）、工作物については、再調達価額に基づいて取得年における価額を算定し、開始貸借対照表に計上することになっている（開始貸借対照表作成要領第4条第1項第2号）。

2 受検機関の対応

- (1) 府は、平成22年度以前に取得した河川室が所管する全ての工作物（期末残高913,120,034円）について、再調達価額に基づいて開始貸借対照表に計上している。その結果、取得時点の支出額と開始貸借対照表に計上された資産の金額とが一致していない。

これは、各工作物の取得価額を算定する際、取得時点の支出額を資産別に調査すれば、事務作業量が膨大になるためとのことである。特に、複数の施設の建設を一括して発注している場合においては、貸借対照表に計上するために、全体の発注金額を施設ごとの取得価額に按分計上する必要がある。このような按分計上を正確に行うためには、設計図書や発注担当者の手持ち文書を詳細に検討する必要があり、事実上不可能であるとのことである。

この点、公有財産規則によれば、一切の公有財産について台帳を備えなければならない旨が規定されており、資産の種類、構造、金額等が登載されることになっている。しかしながら、河川室における工作物の管理については、河川法にて定められている河川台帳を調製し、これを利用していたが、河川台帳には取得原価の記載が求められていないため、台帳に基づき取得原価を算出することができないとのことである。

なお、平成20年度の大坂府包括外部監査において河川室所管の工作物が公有財産台帳に登載されていない旨が指摘されており、府は、平成24年度からの新公会計制度の本格導入を機に、

インフラ資産等を公有財産台帳に登載するとしていた。

- (2) 府の開始貸借対照表作成要領において、再調達価額によって貸借対照表に計上できるのは、「取得原価が明らかでない」場合に限られる。支出額を調査によって明らかにできるのであれば、原則どおり、それぞれの資産の取得時の支出額に基づいて貸借対照表に計上することになる。
- (3) この点、事務作業量が膨大になるとことと取得原価が明らかでないことは別問題であり、事務作業量の問題のみをもって、取得原価を調査によって明らかにできる資産を再調達価額によって計上することは、開始貸借対照表作成要領に反した会計処理であるといえる。

なお、(1)で指摘したように、複数の施設の建設を一括して発注している場合においては、支出額をそれぞれの施設ごとの取得価額に何らかの基準を用いて按分計上する必要がある。当該按分は一定の基準により計算せざるを得ないとしても、支出のすべてが資産を取得するために要したものである以上、少なくとも、施設ごとの取得原価の合計額と取得時の支出額は一致していることが必要である。

3 指示事項の内容

金額的に重要な資産（例えば、「水防災テレメータシステム（統制局）」（期末残高194,384,758円）など）で、調査によって取得時の購入価額を確認できるものについては、当該購入価額を基礎として取得原価を決定し、開始貸借対照表に計上されたい。

（参考）

開始貸借対照表作成要領

（資産の価額）

第4条

1. 作成基準第15条第1号アに規定する事業用資産の有形固定資産及び同条第2号アに規定するインフラ資産の有形固定資産のうち、取得原価が明らかでないものは、次の各号に掲げる方法により評価を行い、その取得原価とする。

（1）土地（省略）

（2）建物及び工作物

国土交通省が公表する公共建築工事標準単価積算基準（平成21年度版）により算定した、当該建物及び工作物の再調達価額に基づき、同省が公表する建設工事デフレーターを用いて、当該建物及び工作物の取得年における価額を算定する。

公有財産規則

（公有財産台帳）

第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

○ 無償で譲り受けた資産の公有財産台帳への登載について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府都市整備部 (港湾局)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月3日
			事務局 平成24年7月4日から 平成24年7月6日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	財産

指摘事項

港湾局が無償で譲り受けた資産（登載金額2,340百万円）は、土地と工作物から構成されるにもかかわらず、すべて土地として公有財産台帳に登載されていたため、管理の実態と公有財産台帳の登載内容が整合していない。

また、台帳に登載する取得価額は時価に比準して算定する必要があるが、根拠が不明確な金額により登載されていた。

指摘事項の内容等

1 府は、平成23年6月24日付で港湾内の事業者（以下、「事業者」という。）より土地及び工作物（以下、「譲受資産」という。）を無償で譲り受けている。府が事業者と締結した「土地及び物件に係る無償譲渡契約書」によれば、譲受資産は以下のとおりとなっている。

土地	所在	地目	面積（公募・実績とも）
	堺市堺区匠町3-1	宅地	43,073.38m ²
工作物	項目	仕様	
	護岸	<ul style="list-style-type: none"> ・南側護岸（被覆石含む）長さ 1,162m ・西側護岸（被覆石含む）長さ 849m 	
	消波ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・西側護岸 約6,000個（4t/個） 	
	水叩き	<ul style="list-style-type: none"> ・消波ブロック後背地、コンクリート舗装厚み 200mm、長さ 849m 	
	管理用通路	<ul style="list-style-type: none"> ・南側護岸斜路部：コンクリート吹付80mm、長さ1,152m ・南側護岸通路部：アスファルト舗装30mm、長さ1,152m ・西側護岸斜路部：コンクリート吹付80mm、長さ 849m ・西側護岸通路部：アスファルト舗装30mm、長さ 849m 	
	管理用フェンス	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルメッシュタイプフェンス（高さ1,800mm、幅2,000mm、支柱間で交換可、塩害対策実施済） ・施工延長は、南護岸約1,158m、西護岸1,048m 	
	管理用出入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・各進入路に片開きゲート式門扉、高さ1,800mm×幅5,000mm、3箇所 	
	出入り口スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・3箇所、スロープ勾配9%、アスファルト施工50mm 	
	水叩き護岸出入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・進入路には開閉式門扉、高さ1,800mm×幅7,000mm、2か所 	
	立入り禁止看板・ゴミ捨て禁止看板	<ul style="list-style-type: none"> ・大きさ「W1,200×L900×H2,400」数量43基、自立、アルミ複合板仕様 	

2 大阪府公有財産規則第15条に基づき、譲受資産の公有財産台帳への登載を行ったが、土地と工作物を区別することなく、譲受資産のすべてを一括して土地として登載していた。

また、大阪府公有財産台帳処理要領第12条第1項イに基づけば、無償取得に係る公有財産の取得

価額は、時価に比準して算定した金額とされているが、譲受資産の取得価額は譲渡人である事業者から口頭にて確認した価額（2,340百万円）をもって登載されていた。

その結果、無償譲受資産については、資産の形態ごとに公有財産台帳に登載されておらず、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合していない。また、取得価額についても、定められたルールに基づいて算定されたものではなく、根拠が不明確な金額となっていた。

- 3 公有財産台帳は、保有資産を事業別・形態別に管理する重要な資料であること、また、大阪府新公会計制度のもとでは、公有財産台帳は資産計上の基礎となる最も重要な台帳の一つとなっている。

適切な資産管理及び正確な財務諸表作成のためにも、譲受資産を形態別に分類し、それぞれの時価に比準して算定した価額を取得価額として登載する等、早急に是正されたい。

(参考)

大阪府公有財産規則

(公有財産台帳)

第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

大阪府公有財産台帳等処理要領

(台帳価格)

第12条 台帳に登録する取得価額は、以下によるものとする。

ア 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。

イ 無償取得に係るものは、時価に比準して算定した金額とする。

ウ 減価償却、減損では変動しない。

エ 財産の一部の買入れ、売払い、交換等により面積や数量の増減が生じた場合は、その増減に相応する分の価格更正を行うものとする。

オ 第2条第12号に規定する株式等及び同条第13号に規定する出資による権利にあっては、作成基準第15条第8号ア(ア)に規定するなお書きに該当する場合には、それに相応する価額に更正するものとする。

カ 完成土地については、「棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針」第3条に定める価額とする。また、作成基準第14条第7号ア(ア)に規定するなお書きに該当する場合には、それに相応する価額に更正するものとする。

○ 緊急性の高い防災上の不備に対する対応遅延について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府港湾局	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月3日 事務局 平成24年7月4日から 平成24年7月6日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

指示事項

港湾局は防災情報システム点検業務を委託しており、結果報告書によると防災スピーカーのバッテリー電圧が低下しており、緊急時に正常に機能しない恐れがあることが判明した。この不備に対する補修は、緊急性が高いとされているが、港湾局は当該不備を把握した後5ヶ月を経過した監査時点においても補修等の措置を完了できていない。

府民の生命及び財産を守るために、(1)現在発生しているバッテリーの性能に関する不備は直ちに補修するとともに、(2)今後の点検で緊急性の高い不備を把握した際は、迅速に対応されたい。

指示事項の内容等

- 1 港湾局は、「泉州海岸津波防災情報システム点検整備業務（泉南市域）」において、泉州海岸に設置されている防災スピーカーの点検業務を委託した。津波防災情報システムは、防災スピーカーを通じて津波等の災害発生時に府民に対して避難を促す目的としたものである。
港湾局では毎年計画的にバッテリーの交換を実施しているが、平成23年度の点検の結果、ある防災スピーカーのバッテリー電圧が低下しており、緊急時に正常に機能しない恐れがあることが判明した。業務委託者からの点検業務の報告書によると、この不備に対する補修は、緊急性が高いとされている。
- 2 港湾局職員による本点検業務の完了検査は平成24年2月3日に実施しており、遅くともこの日までには当該不備の存在を港湾局は把握していたと考えられる。
防災スピーカーは、災害時に府民に適時適切に情報を伝達し、府民の生命及び財産を守るという極めて重要な役割を担っている。したがって、防災スピーカーに緊急性の高い不備が検出されたのであれば、直ちに補修を行うことが求められる。
- 3 港湾局は、毎年定例的に実施しているバッテリー交換作業において、1で指摘したバッテリーも交換する予定にしていたため、早期に補修するような特別な対応を取っていなかった。したがって、点検結果を把握した後5ヶ月を経過した監査時点においても、1で指摘したバッテリーについては、メーカーに対し修繕に必要な見積りの依頼を行う作業を進めている段階であり、当該不備の補修を完了できていない。
- 4 府民の生命及び財産を守るために、(1)現在発生しているバッテリーの性能に関する不備は直ちに補修するとともに、(2)今後の点検で緊急性の高い不備を把握した際は、迅速に対応されたい。

○ 地域整備事業会計から一般会計への引継事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府住宅まちづくり部 (タウン推進室)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月10日 事務局 平成24年6月19日から 平成24年7月11日まで
処理区分	指示事項	事務区分	業務

指示事項

平成23年度末をもって廃止した地方公営企業会計である大阪府地域整備事業会計が、平成24年度から一般会計へ引き継がれことになったが、その引継ぎに係る方針の最終決定が遅延しているため、引継事務が完了していない。

一般会計の平成24年度の期首貸借対照表作成に間に合うよう、早急に引継ぎに係る基本方針を定め、適正な事務執行に努められたい。

指示事項の内容等

1 背景・現状

タウン推進室においては、平成23年度末をもって地方公営企業会計である地域整備事業会計を廃止した。これを平成24年度当初に一般会計へ引き継ぐ必要がある。そこで、当該引継に際し、平成23年度中から関係部署と課題整理についての協議を実施し、平成23年度末には当該引継ぎに係る方針の最終決定を行うこととされてきた。

しかし、現在においても、引継資産（土地、建物、工作物及び出資金等）の評価方法、引当金の計上時期等会計処理に係る方針の最終決定はなされていない状況である。

平成24年度は、一般会計には新公会計制度が適用され、地方公営企業会計から新公会計制度へ引き継ぐにあたり、債権の評価、引当金の計上並びに減損会計等、両者の根拠法令の違いに基づく会計基準上の相違が存在するため、その整理が必要となる。タウン推進室は、現在も関係部署と協議して進めているところである。

2 課題

上記会計基準上の整理は、本来、部内で定めたスケジュールどおり、決算作業に入る前に完結すべき課題であり、準備作業が不十分であったといわざるを得ない。

一般会計の平成24年度の期首貸借対照表作成に間に合うよう、早急に引継ぎに係る基本方針を定め、適正な事務執行に努められたい。

○ 専門図書館関西地区協議会への加入について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府議会事務局	監査 (検査) 実施年月日	委員 平成24年7月20日 事務局 平成24年6月18日から 平成24年6月21日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

指示事項

大阪府議会では議会図書室を有することから、「専門図書館関西地区協議会」に加入しているが、事業内容を確認したところ、議会図書室運営業務へのメリットは少ないと考えられる。逆に大阪府は企画委員のメンバーとなっており、職員の事務的負担も大きい。

費用対効果を検証し、継続加入の是非を含め事務的負担等の軽減について検討されたい。

指示事項の内容等

- 1 大阪府議会では、「専門図書館関西地区協議会」に対し、毎年度40,000円の会費を支出している。当協議会の活動内容は、官庁・地方議会・企業・大学など専門図書館職員の能力向上のための活動や情報提供等とされているが、平成23年度の事業報告によると、各種セミナーの開催や見学会・視察会の実施など実質的な議会図書室の事業運営へのメリットは少ないと考えられる。逆に大阪府は継続的に企画委員のメンバーとなっており、講師との連絡調整や講演会当日の受付・司会、準備作業などを行う場合もあるなど、事務的負担も大きい。
- 2 当協議会は昭和27年に、調査研究資料の収集や有効活用を図るため、各専門図書館の相互協力を目的に設置されたもので、過去においては加入の意義・成果もあったと考えられるが、現在においては資料類の整理も進み、またインターネット等の通信手段の飛躍的な普及により資料類の相互活用や情報収集も大幅に改善されたと考えられる。
- 3 平成23年度には大阪市会事務局も同会から退会しており、本府議会事務局においても、費用対効果を検証し、継続加入の是非を含め事務的負担等の軽減について検討されたい。

(1) 専門図書館関西地区協議会について

設立年月	昭和27年3月
組織概要	昭和27年に設立された関西・関東各協議会に加え、昭和30年に中部地区、昭和31年に九州地区・北海道地区、その後東北地区、中国地区に地区協議会が設置され、全国的組織に発展。
構成府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
H23活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ○年間7回の企画委員会（活動内容の計画や事業報告など） ○特別講演会開催（講師：アサヒビール株式会社主任） ○社史づくり実務セミナー開催（講師：関西学院大学教授） ○見学会開催（月桂冠大倉記念館） ○視察会開催（独立行政法人理化学研究所神戸研究所） ○地方議会図書室長・担当課長会議開催 ○関西地区会員名簿作成 ○第13回図書館総合展（於：横浜）への参加協力 ○ホームページ作成など

(2) 関西地区府県・政令市の加入状況

(加入) 大阪府議会、京都府議会、奈良県議会、兵庫県議会、和歌山県議会、神戸市会
(非加入) 滋賀県議会、徳島県議会、香川県議会、愛媛県議会、高知県議会、大阪市会、堺市議会、
京都市会
※ 愛媛県議会・大阪市会については、平成23年度に退会。

○ 決裁遅延について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府教育委員会事務局 (教育振興室高等学校課・ 教職員室教職員人事課・ 文化財保護課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月22日 事務局 平成24年5月29日から 平成24年7月31日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。（5件、2,205,428円）

指摘事項の内容等

1 大阪府教育委員会事務局における委託契約等に係る支出手続について確認したところ、契約期間の開始後や業務の実施後に経費支出伺の起案・決裁が行われているものがあった。

教育振興室高等学校課

[需用費（消耗需用費）]

内 容	定期刊行物（新聞）の購入について
契 約 期 間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
起 案 日	平成23年4月1日（実際の起案日は同年4月14日）
決 裁 日	平成23年4月1日（実際の決裁日は同年4月14日）
契 紦 金 額	722,988円

（注）行政文書管理システムでは、任意の日を起案日として設定できるが、実際に起案を行った日は「履歴」としてシステム内に記録される仕組みになっている。「起案日」欄の（ ）内は「履歴」に記録されて実際の起案日。（以下の案件についても同じ）

教職員室教職員人事課

[役務費]

内 容	平成24年度教員採用選考合格者説明会に伴う手話通訳料
契 約 期 間	平成23年12月2日
起 案 日	平成23年12月1日（実際の起案日は同年12月5日）
決 裁 日	平成23年12月1日（実際の決裁日は同年12月5日）
契 索 金 額	7,000円

文化財保護課

[賃金]

内 容	非常勤職員支出負担行為伺（和泉寺跡遺物整理）
契 約 期 間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
起 案 日	平成23年4月1日（実際の起案日は同年4月14日）
決 裁 日	平成23年4月1日（実際の決裁日は同年4月14日）
契 索 金 額	372,940円

[委託料]

内 容	平成23年度元泉佐野勤労青少年研修センター機械警備業務委託契約の締結並びに経費の支出について
契 約 期 間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
起 案 日	平成23年4月1日（実際の起案日は同年4月12日）
決 裁 日	平成23年4月1日（実際の決裁日は同年4月13日）
契 約 金 額	573,300円

内 容	平成23年度元泉佐野勤労青少年研修センター敷地内の巡回・除草業務委託の実施並びに経費の支出について
契 約 期 間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
起 案 日	平成23年4月1日（実際の起案日は同年4月13日）
決 裁 日	平成23年4月1日（実際の決裁日は同年4月14日）
契 約 金 額	529,200円

2 業務委託等に際しては、契約に係る組織的な意思決定のため、経費支出伺の決裁を行った上で契約を締結（支出負担行為）することになっている。

これらの事案については、支出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないまま、当該行為が実施されていたことになり、大阪府財務規則第39条に違反するものである。

また、教職員室教職員人事課の案件については、手話通訳が特定の者しか履行できない業務であると誤認し、比較見積書の徵収を省略したため、大阪府財務規則第62条にも違反するものとなっている。

なお、同室では平成24年2月16日に大阪府財務規則に基づく自己検査を実施した際に以上の不備事項を発見し、適正な事務処理の実施に向けた職員研修を実施するなどの対策を講じている。

3 今後は、このようなことのないよう、起案者のみならず、決裁関与者を含めて十分注意するとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

大阪府財務規則

(支出負担行為)

第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(見積書の徴取)

第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならぬ。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

○大阪府財務規則の運用第62条関係

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならぬが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

(1) 特定の者でなければ履行できないもの

○ 通勤手当の認定事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府教育委員会事務局 (学校総務サービス課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月22日 事務局 平成24年5月29日から 平成24年7月31日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

通勤手当について、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際には当該通勤手当を下回る金額の他の方法により通勤していたことにより、過大な通勤手当を受けていたものがあった。（1件、13,170円）

指摘事項の内容等

1 守口市立大久保中学校A職員の通勤手当の支給については、平成24年4月1日に下記経路で通勤の届出をし、同日付けで届出のとおり認定された。

2 監査において定期券等を確認したところ、通勤の大半が次の状況であった。

- (1) A駅からB駅までモノレール、B駅からC駅まで甲鉄道を利用する経路による認定を受けていた。
- (2) しかしながら、届出することなくA駅からD駅をモノレール、D駅から勤務公署まで自転車による通勤に変更していた。

経路比較	認定経路	自宅（徒歩） A駅（モノレール） B駅（甲鉄道） C駅（徒歩） 勤務公署
	所要額 甲モノレール 1か月 12,480円 6か月 67,400円 乙鉄道 1か月 4,660円 6か月 25,170円 計 1か月 48,860円 6か月 92,570円	
実際の通勤経路	自宅（徒歩） A駅（モノレール） D駅（自転車） 勤務公署	
	所要額 甲モノレール 1か月 12,480円 6か月 67,400円 自転車 1か月 2,000円 6か月 12,000円 計 1か月 41,570円 6か月 79,400円	

3 これらにより、同校に在籍分（平成24年4月～平成24年9月）では、13,170円の過払いが生じていた。

過払支給期間	既支給額	正支給額	過払支給額
平成24年4月～平成24年9月	92,570円	79,400円	13,170円

4 本件過払いが発生した原因是次のとおりである。

職員は、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない（職員の通勤手当に関する規則第2条）が、本事案ではA職員から通勤の実情とは異なる申請が行われていた。

また、任命権者は、通勤手当の額が適正であるかどうかについて定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとされている（職員の通勤手当に関する規則第22条）が、本事案については、認定経路と実際の通勤経路が異なっていたにもかかわらず、確認が不十分であった。

5 本件については、速やかに戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努められたい。

参考

職員の通勤手当に関する規則

（届出）

第2条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその実情を人事委員会が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

1 任命権者を異にして異動した場合

2 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合

（事後の確認）

第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとする。

○ 備品の管理事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府教育委員会事務局 (文化財保護課)	監査（検査） 実施年月日	委員 平成24年8月22日
		事務局	平成24年5月29日から 平成24年7月31日まで
指摘事項		事務区分	物品

指摘事項

備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの（5点、1,106,910円）があった。

事案の内容等

1 文化財保護課において、備品出納簿と現物の照合確認を行ったところ、下表のとおり備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないものがあった。

区分	商品名（規格）	当初受入年月日	数量	金額（円）
備品	書類保管庫	昭和59年2月28日	1	129,000
	冷蔵庫 (松下電器 310リットル)	昭和63年3月14日	1	216,000
	ルームエアコン (シャープ AH18B 1)	昭和52年8月15日	1	147,000
機械器具類	ファックス (610型)	平成9年3月27日	1	432,600
	ワードプロセッサー (NEC ミニ 5 VH)	平成6年3月11日	1	182,310
計			5	1,106,910

2 使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書を作成の上不用の決定を行い、備品出納簿に払出しの事実を記載しなければならない（大阪府財務規則第87条第1項及び第80条第2項）。

3 本件については、現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど必要な是正処理を行われたい。

今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くことのないよう適正な事務執行に努められたい。

大阪府財務規則

(物品の出納の通知及び帳簿の記載)

第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。

(1) 備品出納簿(様式第39号)

(2)～(7) (略)

(不用の決定及び不用品の処分)

第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。

2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。

○ 未収金に係る債権の分類及び不納欠損引当金の算定について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府教育委員会事務局 (教育振興室保健体育課、 施設財務課)	監査（検査） 実施年月日	委員 事務局	平成24年8月22日 平成24年5月29日から 平成24年7月31日まで
	指示事項	事務区分		業務

指示事項

府が平成23年度から導入している新公会計制度においては、未収金のうち不納欠損が見込まれる金額について不納欠損引当金として計上することとされている。当該引当金の計上について、次の対応を行うこととされたい。

1 府立高等学校の入学料、授業料及び空調使用料に係る未収金（平成23年度末総額264,424千円）については、全額を一般債権として取り扱っており不納欠損引当金を計上していない。

しかしながら、滞納した状態で卒業し年数が経過している場合は、弁済に応じる可能性は高くないと考えられる。また、これらは公債権であり、5年の時効期間の満了によって債権が消滅するため、時効期間の満了が近接しかつ債権回収が困難となっているものは、時効期間の満了による債権消滅のリスクが高く、近年においても毎年度1千万円前後の不納欠損が生じている。

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の加入に係る保護者負担金の未収金（平成23年度末総額7,320千円）については、これまで不納欠損が行われていないことから、不納欠損引当金を計上していない。

本債権は私債権であるが、時効期間が満了したものは、時効の援用により債権が消滅する可能性が極めて高い。また、長期にわたり債権回収に向けた取組が行われていなかったものもあることから、回収が極めて困難となっているものもあると考えられる。

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。

指示事項の内容等

1 新公会計制度における不納欠損引当金の計上について

- 大阪府が平成23年度から導入している新公会計制度においては、歳入として調定したもののうち収入未済となっているものを未収金として計上するとともに、これらのうち不納欠損が見込まれる金額を見積もり不納欠損引当金として計上することとされている。
- 不納欠損引当金の計上に当たっては、評価性引当金取扱要領第5条に基づき、未収金に係る債権を「一般債権」、「貸倒等懸念債権」、「破産・更生債権」の分類に区分して要引当金額を算定することとされている。

(要引当金額の算定)

第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。

債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。※
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。

※ 平成23年度の年次決算においては、経過措置として「一般債権」における引当金を計上しない取扱いとなっている。

2 府立高等学校の入学料・授業料・空調使用料の未納に係る債権

- 府立高等学校の入学料、授業料及び空調使用料（以下「授業料等」という。）については、滞納により収入未済が生じており、平成23年度末の未収金の総額は約2億6,400万円余りとなっている。

【近年の入学料等の収入未済額と不納欠損の状況(単位:円)】

	入学料		授業料		空調使用料		計	
	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額
20年度	2,205,497	244,700	428,508,213	11,555,971	10,314,481	0	441,028,191	11,800,671
21年度	1,705,737	294,700	532,645,826	8,955,310	12,736,364	191,200	547,087,927	9,441,210
22年度	1,033,967	634,790	336,526,843	9,551,072	7,311,848	302,800	344,872,658	10,488,662
23年度	113,065	825,401	258,835,107	12,832,669	5,475,886	393,592	264,424,058	14,051,662

※ 平成22年4月1日から、大阪府立高等学校条例の一部改正に伴い、授業料・空調使用料は不徴収となっているが、府立高等学校における平成21年度までの未納の授業料及び空調使用料については、従前のとおり徴収することとされている。

- 授業料等の未収金に係る債権について、府教育委員会事務局は、生徒本人（未成年者である場合は親権者）が「破産状態にある」あるいは「債務の弁済に重大な問題が生じている」ケースは皆無であるとして、平成23年度決算において全額を「一般債権」に区分し、不納欠損引当金を計上していない。
- しかしながら、授業料等を滞納したまま卒業した生徒は、滞納している授業料の支払に応じる可能性は高くないと考えられる。
- また、授業料等の未収に係る債権は、公債権であることから、地方自治法第236条第1項により、時効期間（5年）の満了によって債権が消滅するものである。
このため、時効期間の満了が近接し、かつ債務者が支払の意思を示していないなど債権回収が困難となっているものは、時効期間の満了による債権消滅のリスクが高く、現に近年においても毎年度1千万円前後の不納欠損が生じている。
- 以上のことから授業料等に係る未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上されたい。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入負担金の未納に係る債権

- ・ 府立学校においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度への加入にあたり、加入に同意した児童・生徒の保護者から負担金を徴収しているが、当該負担金についても滞納により収入未済が生じている。（平成23年度末未収金7,320千円）
- ・ 本債権は、私債権であることから民法の規定に基づき時効期間（10年）が満了した後に債務者が時効を援用することにより債権が消滅するものとされていが、教育委員会事務局は、これまで時効の援用によって債権が消滅したものがないことから、不納欠損引当金を計上していない。
- ・ しかしながら、負担金を滞納したまま卒業した生徒が支払に応じる可能性は高くないと考えられ、また、長期にわたり債権回収に向けた取組が行われていなかったものもあることから、これらの中には、回収が極めて困難となっているものもあると考えられる。
- ・ 更に時効期間が満了したものは、時効の援用により債権が消滅する可能性が極めて高い。
- ・ このため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の加入に係る保護者負担金の未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上されたい。

（参考）

○地方自治法

（金銭債権の消滅時効）

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 略

○民法

（時効の援用）

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（債権等の消滅時効）

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 略

○ 物品の購入事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府立緑風冠高等学校	監査（検査） 実施年月日	委員 平成一年一月一日 事務局 平成24年5月24日
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出
指摘事項 10万円以下の物品の購入に当たり、見積りが1社のみで比較見積を行っておらず、価格の検証が不十分なものが、27件469,901円あった。			

事案の内容等

- 1 平成22年4月から、10万円以下の随意契約（10万円以下のものの購入、修理等に係るもの）においても、原則として比較見積が必要になった。
ただし、10万円以下のものの購入、修理等の場合は電話、ファックス、電子メール、ウェブページ等により価格の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより、見積書の徵取に代えることができるとしている。（大阪府財務規則の運用 第62条関係）
記録に残す内容は、価格を確認した日、商品名等、価格、確認の相手方である。（電話、店頭確認の場合は大阪府側の確認者氏名も必要）
- 2 大阪府立緑風冠高等学校の物品購入に係る関係書類を確認したところ、見積りが1社のみで全く比較見積を行っておらず、価格の検証が不十分なものが多数見受けられた。

購入品等名	支出金額	購入業者
ステンナベタッピング	2,415円	A社
化成肥料	10,350円	B社
ナイロンコード他4品	3,507円	A社
万能ビス他2品	2,247円	A社
ラッカーシンナー	2,131円	A社
ヤスリ他2品	13,177円	A社
D P D試薬	2,940円	C社
木工ボンド他1品	1,554円	A社
鉄ガード付き	8,925円	A社
木工ボンド	1,092円	A社
ペンキ他1品	3,717円	A社
蛍光灯	4,803円	D社
アダプター他2品	17,960円	E社
ステンレスラッチ	6,195円	A社
ダイヤモンドホイール	17,262円	A社
新入生の手引き他1品	99,225円	F社
炊飯器他5品	81,332円	G社
釘他2品	3,150円	A社
丸トーシ	2,415円	A社
鋸	2,394円	A社
まな板けずり他5品	76,400円	H社
模造紙	1,470円	I社

ラベル他1品	3,593円	I社
バーコード用プリンターラベル	7,500円	J社
ゴム印	4,056円	I社
ACアダプター	9,976円	I社
カーテン	80,115円	K社
合計	469,901円	

- 3 本件は、府財務規則（第62条及びその運用）に反する事務処理である。
内部統制も機能しておらず、基本的な事務執行体制が欠如している状況である。
- 4 今後は、このようなことのないよう留意するとともに、適正な事務執行体制、内部統制の確立に努められたい。

(参考)

大阪府財務規則第62条

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならぬ。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。

大阪府財務規則の運用第62条関係

- 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

（略）

- 3 前項に掲げるもののほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。

○ 報酬の支払事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府立緑風冠高等学校	監査（検査） 実施年月日	委員 平成一年一月一日
		事務局	平成24年5月24日
	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

非常勤講師の勤務管理事務において、非常勤講師が出勤簿に押印した授業等回数と出勤簿取扱担当者が確認した勤務日数が異なっており、出勤簿の管理ができていなかった。

また、本件については、予算配当された授業数に相当する金額により報酬が支払われており、実績に基づいた報酬支払が行われていなかった。

指摘事項の内容等

1 大阪府立緑風冠高等学校における非常勤講師の報酬の支払について、抽出により2名の非常勤講師の平成23年度分の出勤簿を確認したところ、2名とも、出勤簿に押印した回数と報酬に支払われた回数が一致していなかった。

2 非常勤講師の勤務及び報酬については、以下のとおりの手続きとなっている。

(1) 年度当初に非常勤講師ごとに勤務予定を記載した出勤簿を作成する。（この出勤簿（授業等回数）は予算額に一致している。）（下表（A））

(2) 非常勤講師が出勤した際は、自ら所定の出勤簿に押印しなければならないと規定されている。
(大阪府立高等学校等処務規程第8条第2項)（下表（B））

また、出勤簿管理については、校長を出勤簿取扱責任者とし、簿冊（書面）による出勤簿の整理は出勤簿取扱責任者が指定した者「出勤簿取扱担当者」（本校の場合、教頭）が行う。（平成16年3月31日教委職人第2295号教職員人事課長通知）

さらに出勤時間の管理を強化するため、非常勤職員の出勤簿について、平成23年8月1日より勤務実績確認簿に教頭等が月ごとに出勤確認を行う「確認」欄が追加されている。（平成23年7月13日教委職人第1710号教職員人事課長通知）

(3) 出勤し出勤簿に押印した授業等回数及び教頭等による月ごとの出勤確認に基づき、報酬等の支出が行われる。（下表（C））

3 したがって、下表（B）と（C）は本来、一致すべきところ同校については一致しておらず、A非常勤講師の場合、押印した回数272回分に対し支出は280回分、B非常勤講師の場合、押印した回数60回分に対し支出は84回分の報酬が支払われていた。これは同校が実績を確認することなく当初の予算に基づく勤務予定回数により支出を行っていたものである。

[出勤簿の状況] （平成23年度非常勤講師の授業1回当たり報酬額：2,790円）

【A非常勤講師】雇用期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日

月	勤務予定授業等回数（A）	非常勤講師が押印した授業等回数（B）	支出された報酬の授業等回数（C） ※	C-A	C-B
4	17	17	17	0	0
5	34	34	34	0	0
6	35	34	35	0	1

7	17	17	17	0	0
8	6	6	6	0	0
9	24	19	24	0	5
10	38	39	38	0	-1
11	34	33	34	0	1
12	28	27	28	0	1
1	29	28	29	0	1
2	17	17	17	0	0
3	1	1	1	0	0
合計	280	272	280	0	8

【B非常勤講師】雇用期間 平成23年9月1日から平成24年3月31日

月	勤務予定授業等回数 (A)	非常勤講師が押印した授業等回数 (B)	支出された報酬の授業等回数 (C) ※	C-A	C-B
9	14	12	14	0	2
10	12	10	12	0	2
11	12	12	12	0	0
12	12	5	12	0	7
1	12	12	12	0	0
2	12	9	12	0	3
3	10	0	10	0	10
合計	84	60	84	0	24

※8月以降教頭等が月ごとの「確認」欄に押印済

4 同校においては、実際の出勤と出勤簿押印の状況について、出勤簿取扱担当者による適正な管理が行われていなかった。さらに出勤の実績を確認することなく、事務的に各月に予算配当された授業数に相当する金額により報酬が支払われ、出勤簿の押印を上回る報酬を支出していたものである。

このような状態は出勤簿の管理及び報酬の支出の両面からあってはならないものである。

5 本件については、出勤に関する実績確認が極めて不十分であるため、出勤簿等関係書類を再度精査し修正した上で、実績に基づき支出することとし、戻入等の必要な是正措置を講じられたい。

また、他の非常勤講師についても同様の事例がないか、再度確認されたい。

このような事務状況を深く反省し、今後は勤務管理及び報酬支出手続の際のチェックを徹底し、厳正に事務を執行されたい。

(参考)

大阪府立高等学校等処務規程

(出勤の記録)

第8条 職員が出勤したときは、別に定める方法により出勤の記録に必要な処理を行わなければならない。

2 前項の規定により難い場合においては、職員が出勤したときは、自ら所定の出勤簿に押印しなければならない。

出勤簿の取扱いについて（通知）

（平成 16 年 3 月 31 日付け教委職人第 2295 号 教職員人事課長通知）

1 出勤簿取扱責任者等

- (1) 出勤簿の管理に当たり、校長を出勤簿取扱責任者とする。
- (2) 出勤簿の点検・整理等は、出勤簿取扱責任者がこれを行う。ただし、簿冊（書面）による出勤簿の整理及びシステム（以下「システム」という。）への一括登録については、出勤簿取扱責任者が指定した者（以下「出勤簿取扱担当者」という。）がこれを行う。

非常勤職員の出勤簿について

（平成 23 年 7 月 13 日付け教委職人第 1710 号 教職員人事課長通知）

1 監査委員事務局の意見内容

「従来の出勤簿では非常勤職員の勤務時間管理が不十分」

2 対象職員

府立学校に勤務する非常勤職員

3 変更内容（抜粋）

(2) 非常勤講師・特別非常勤講師（看護師除く）

1 勤務実績確認簿に教頭等が月ごとに出勤確認を行う「確認」欄を追加

[別 記]非常勤講師・特別非常勤講師（看護師除く）の勤務実績管理について

1 非常勤講師本人が勤務実績（授業 1 回）ごとに押印。（従来どおり）

2 教頭等が毎月の非常勤職員の勤務状況を確認し、確認欄に押印。

○ 備品の管理事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府立緑風冠高等学校	監査（検査） 実施年月日	委員 平成一年一月一日
	指摘事項	事務区分	物品

指摘事項

管理換えにより受け入れた備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの（3点、509,799円）や受入れを示すラベルが貼付されていないものがあった。

事案の内容等

- 1 大阪府立緑風冠高等学校は、「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」（平成15年度）に基づき府立大東高等学校（平成20年3月31日閉校）と府立南寝屋川高等学校（同）を再編整備し、平成18年4月1日に大東高等学校の校地に開校した高等学校である。同校では、平成20年度に南寝屋川高等学校から備品を管理換えにより引継を行っていた。
- 2 監査において、備品出納簿と現物の照合確認を行ったところ、下記のとおり備品出納簿に登載されているにもかかわらず当該備品が見当たらないものがあった。

区分		商品名（規格）	管理換えによる受入年月日 (当初受入(購入)年月日)	数量	金額(円)
備品	家具什器類	テレビ (東芝32RS16 (N) 社会)	平成20年3月28日 (平成4年10月26日)	1	218,360
		ミシン (ジグザク ZZB587)	平成20年3月28日 (平成5年3月10日)	1	107,439
		管楽器類 (ヤマハYBB-201 BBb)	平成20年3月28日 (昭和53年10月13日)	1	184,000
合計				3	509,799

- 3 本件については、備品の管理換え時点においてどのような引き継ぎ事務が行われたか確認するとともに、現物が存在しない原因を調査の上、必要な是正措置を講じられたい。

今後は、管理換えを行うにあたっては、備品出納簿と現物の照合確認を行い適正な事務執行に努めることとされたい。

なお、上記のほか、備品ラベルが貼付されていなかったものが、計4点、957,875円存在していたので併せて措置されたい。

(参考)

大阪府財務規則

第74条

2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。

第80条

2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。

一 備品出納簿(様式第39号)

(略)

第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。

○ 行政財産の使用許可について

監査（検査） 対象 機関・団体 (会計)	大阪府立岸和田高等学校	監査（検査） 実施年月日	委員 平成年月日 ----- 事務局 平成24年6月6日
処理区分	指摘事項	事務区分	財産

指摘事項

行政財産の使用許可事務及びこれに係る使用料の徴収事務において、使用許可物件の一部を廃止する旨の届出が提出されていたにもかかわらず、行政財産使用許可の変更の手続を行うことなく、変更後の使用料を徴収しているものがあった。

指摘事項の内容等

1 大阪府立岸和田高等学校の行政財産の使用許可について確認したところ、関西電力株式会社が設置する電柱等に係る事務手続の状況は以下のとおりであった。

(1) 当校は、架空電線路支持物の設置及び電力供給のため、当校の敷地内に電柱等を設置する関西電力株式会社に対し、平成20年3月10日付けで、行政財産使用許可書を交付している。

- ・数量 支線2本、第3種電柱（高圧線6条）1本
- ・許可期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日
- ・使用料 1年につき、7,100円

(2) その後、関西電力株式会社南大阪営業所から、当校長あてに、行政財産目的外使用廃止届が提出された。（廃止届の日付はなく、收受印は平成20年12月4日）

- ・廃止しようとする内容 第3種電柱（高圧線6条）1本
- ・廃止年月日 平成20年12月4日
- ・廃止する理由 敷地内上空専用の電線撤去のため

(3) 当校は、平成21年度分から24年度分まで、廃止された電柱を除いた支線2本分に係る使用料3,400円を収納しているが、廃止に伴う変更許可書は交付していない。

2 本件については、行政財産目的外使用廃止届が提出された時点で、許可物件の数量及び使用料等を変更した変更許可書を交付すべきところ、今まで処理を怠っていたものである。

従って速やかに必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

大阪府公有財産規則

(使用許可の申請手続)

第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書（様式第4号）を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

大阪府財務規則

(歳入の調定)

第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書（様式第20号）を作成し、これを決定しなければならない。

○ 契約事務について

監査(検査) 対象機関・団体(会計)	大阪府警察本部 (施設課)	監査(検査) 実施年月日	委員 平成24年8月8日 事務局 平成24年5月28日から 平成24年7月23日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

業務委託契約の事務手続において、一部事業費を予算で債務負担行為として定めず、また支出負担行為に係る手続を行わずに契約を締結していたものがあった。

指摘事項の内容等

1 大阪府警察本部施設課では、下表のとおり大阪府警察第二機動隊庁舎耐震改修工事を国土交通省近畿地方整備局長に委託している。契約期間は、平成23年7月5日から平成25年3月31日までであり、契約金額は、当初(平成23年7月4日)71,717,249円、平成24年3月16日に71,642,050円へ変更している。

本業務委託については、予算科目は工事請負費と委託料で執行することとなっている。

[業務委託契約の概要]

件名：大阪府警察第二機動隊庁舎耐震改修工事
契約金額（当初：平成23年7月4日）：71,717,249円（消費税含む。）
契約金額（変更：平成24年3月16日）：71,642,050円（消費税含む。）
(a)うち、工事請負費分：総額67,144,900円 (平成23年度20,136,900円、平成24年度47,008,000円)
(b)うち、委託料分：総額4,497,150円 (平成23年度548,100円、平成24年度3,949,050円)
委託先：国土交通省近畿地方整備局長
委託期間：平成23年7月5日から平成25年3月31日まで

2 この業務の事務処理状況を確認したところ、次の点について不備が認められた。

- (1) 複数年度にわたる契約を締結するにもかかわらず、委託料で支出する予算(表中(b)の平成24年度分)について、債務負担行為として定めていなかった。
- (2) 平成23年7月4日付けの当初契約及び平成24年3月16日付けの変更契約を締結する際、それぞれの契約時に行うべき経費支出伺の決裁(支出負担行為手続)を行っておらず、事後的に処理していた。

[支出負担行為手続を行った時期]

- ・工事請負費分(20,136,900円) 第1回 18,400,200円 平成24年3月15日
第2回 1,736,700円 平成24年3月26日
- ・委託料分(548,100円) 平成24年3月26日

- (3) なお、工事請負費分については、誤った様式の経費支出伺書を作成していた。

3 これらは、地方自治法第214条、同法第232条の3及び大阪府財務規則第39条に違反している。今後は、このようなことがないよう、関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(参考)

【地方自治法】

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬ。

【地方自治法】

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

【大阪府財務規則】

(支出負担行為)

第39条 知事又は第三条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

【大阪府財務規則の運用】（第39条関係）

1 支出負担行為をしようとするときは、システムにより作成した経費支出伺書（規則様式第29号の2）を添付し、又は会計事務担当者（会計事務を担当する者）が経費支出の伺書に「予算残高確認済」と記入して押印することにより、予算の範囲内であることを明らかにしておくものとする。

2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲又は時期は、次のとおりとする。

(1) 経費支出伺書を作成する範囲

経費支出伺書は、次に掲げるものを除き、作成しなければならない。

ア 紹料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、旅費、積立金又は繰出金に係る経費の支出

イ 他のシステム等で経費支出に係る伺書を作成するもの

ウ 資金前渡（随時の費用によるものに限る。）により支払うもの。ただし、光熱水費、電信電話料その他履行検査の後に職員に資金を前渡るべきものを除く。

エ 支出負担行為によって、履行の検査、実績の確認等を行うことなく債務が確定し、かつ、第40条関係第4項により請求書の徵取を省略するもの

(2) 経費支出伺書を作成する時期

ア 競争入札の方法により契約を締結するもの

契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき

イ ア以外のもの

経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき